

## 令和7年度 卒業論文要旨

学 生 氏 名	秦 佑望嘉
論 文 タ イ ト ル	取締役の特別背任罪認定に関する検討 ～東京相互銀行事件、平和相互銀行事件を手掛かりに～
要 旨	<p>本論文は、会社法が定める特別背任罪（会社法960条）成立の条件である図利加害目的の認定に関して、より明確で客観的な判断枠組みの確立を目的として、今日に至るまで対立がみられる多様な学説や個別具体的な裁判例を整理し、現状、最も見解として有力視され通説的見解を占めている消極的動機説をもとに検討した。</p> <p>検討の結果、かかる見解によると、本人図利や自己（第三者）図利が認められなくとも、安易かつ無責任な経営者を処罰することができるという利点がある一方で、条文との整合性がないことや、処罰範囲を拡張しすぎるといった懸念点があることが分かった。</p> <p>そこで、図利加害の積極的な動機がある場合に限って特別背任罪を認めることが望ましく、もし消極的動機説を採用する場合には、その濫用を防ぐための制度的工夫が必要であるとの結論に至った。</p>